平成２７年（フ）第８号
愛媛県北宇和郡松野町大字松丸195番地
破産者　坂本　貴志
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第５６２号
北九州市小倉北区明和町11番８号（シティベール小倉207）
破産者　山崎　武敏
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２２５号
長崎県長崎市家野町16番５号　２Ｆ
破産者　峯　　謙二
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６３号
長崎県長崎市岩川町19番19号　シェアルーム２Ｆ、旧住所長崎県長崎市平和町14番12号シティハイムふかほり101
破産者　荒木　俊伸
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
長崎県長崎市琴海村松町723番地１　サンガーデン琴海Ａ棟203、旧住所長崎県長崎市鳴見台１丁目40番３号
破産者　堀川　春吉
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２４６号
群馬県藤岡市小林256番地１　アトレシティーパレス401号
破産者　田村　公宏
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６８２号
神戸市中央区山本通４丁目22番36号
破産者　木村均事務所こと木村均こと　李　時均
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１９号
北海道帯広市西３条南27丁目１番地17　サンブライトハイツ１号棟602、開始決定時の住所北海道帯広市西25条南３丁目27番地30
破産者　ギフトのカワグチこと　川口　　哲
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
富山県滑川市上小泉2049番地３　サンコーポラス上小泉３号棟404、開始決定時の住所富山県滑川市田中新町102番地
破産者　鷹取薬品こと　鷹取　敏弘
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３０号
富山県高岡市中川栄町７番８号
破産者　魚津　一朗
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１８００号
名古屋市名東区勢子坊３丁目513番地　ＫＡＴＯ２　102号、開始決定時の住所名古屋市緑区大清水５丁目1001番地
破産者　飯田　英樹
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅３街区８棟102号
破産者　宮地　広光
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０３１号
京都市北区衣笠総門町22番地の１
破産者　唐木伸夫こと　曺　　伸夫
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４９号
大阪市城東区古市３－９　プロムナーデ関目２－205、開始決定時の住所大阪市旭区新森４丁目11番９号
破産者　清井　達夫
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４９６号
大阪府箕面市船場西２丁目22番24―310号、前住所大阪府豊中市東豊中町２丁目６番60―301号
破産者　上田　篤司
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６２１号
福岡県福岡市東区筥松２丁目20番20―601号
破産者　小倉　理惠
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６２号
兵庫県西宮市西田町６―54、開始決定時大阪市生野区巽東２丁目１番17号
破産者　藤並　秀樹
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２６号
大阪市平野区加美東７丁目３番21号、事業所所在地大阪府松原市岡２丁目１―19
破産者　髙松　佑子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部